

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、観音寺市粟井土地改良区から役員
の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成25年5月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	行天 隆利	観音寺市粟井町1015番地4	平成25年3月15日

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	西山 宏之	観音寺市粟井町1116番地1	平成25年4月1日